

# 南小金管バンドクラブが ミニコンサートを開催します

南小金管バンドクラブが一年間のクラブ活動の成果を発表するミニコンサートを開催致します。

今年は難しい曲にチャレンジし、東海大会では銀賞を受賞しました。

みんなで練習をして、楽しい楽曲も演奏します。

きつと、皆さんにも、楽しんでいただけたらと思います。

ぜひお出掛けください。  
入場料は無料です。

問い合わせ先

南小学校 (32)20034



長野県バンドフェスティバルで東海大会出場が決まったときの演奏風景

日時 12月15日(土)

午後2時開演〜午後3時まで

場所 エコールみよた あつもりホール

【演奏曲目】

新世界より家路、キューティーハニー

愛しのナポリタン ほか

**入場無料**

## ごんにちは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局 32-3-1-1 内線26・27番

### 農業者のための年金制度 農業者年金

国民年金(基礎年金)で不足する生活費を補うため、国が用意した農業者のための

の公的年金が農業者年金です。農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持っています。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方であれば、誰でも加入できます。

制度の特色

①積み立て方式で安定した財政運営

積み立て方式で、掛けた保険料が自分の年金給付として戻ってくることを基本とした長期的に安定した仕組みになっています。

②保険料は自由選択

毎月の保険料は2万円から千円刻みに6万7千円まで自由を選択でき、いつでも見直すことができます。

③80歳までの保障が付いた終身年金

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に死亡した場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

④税制の優遇措置を利用した節税効果

保険料は全額(年金最高額80万4千円)社会保険料控除(所得控除)の対象となります。年金は公的年金等控除の対象となります。

⑤意欲ある担い手への保険料助成

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、政策支援(国からの保険料助成)があります。

## 提出期限は1月31日です 平成20年度 償却資産(固定資産税)申告

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年一月一日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村長に申告する必要があります。

### 申告が必要な償却資産

固定資産税という償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に使用することができる資産で、次の6種類に分かれています。

① 構築物	舗装路面・塔 など
② 機械および装置	工作機械・製造加工機械・建設機械・動力配線設備・ポンプ など
③ 船舶	ボート、ヨット など
④ 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
⑤ 車両および運搬具	貨車・客車・トロッコ など
⑥ 工具・器具・備品	測定工具・医療用器具・机・いす・ロッカー など

原則として  
申告の対象に  
ならないもの

○耐用年数が  
一年未満の資産

○取得金額が10万円未満  
で、法人税・所得税の  
申告上、一時損金また  
は必要経費に算入され  
る資産

○取得金額が20万円未満  
で、法人税・所得税の  
申告上、一括し三年間  
で償却される資産

○自動車税や軽自動車税  
の課税対象となる自動  
車・軽自動車・ナンバー  
のあるトラクターなど  
は、償却資産の範囲か  
ら除かれます。

### 申告の方法

今年度新規に  
申告される方

今回初めて申告される  
人は、全資産を種類別明  
細書に記入して申告して  
ください。

申告書は税務課課税係  
にあります。役場まで取  
りに来ることが困難な場  
合は、ご連絡いただけれ  
ば郵送します。

なお、事業を行ってい  
ても、申告する資産が全  
くない場合には、申告書  
の備考欄に「該当資産な  
し」と、明記して申告し  
てください。

前年度  
申告をされた方

町から12月中旬頃に申  
告書を送付しますので、  
平成19年1月から同年12  
月末日までに増加・減少  
した資産、または修正を  
必要とする資産の申告を  
してください。

電算処理で  
申告される方

事業所独自のコン  
ピュータで申告書を作成  
される場合は、平成20年  
1月1日現在の全資産を  
申告してください。

### 申告書の提出期限

申告期限は、地方税法第三百八十三条で1月31日と定められています。  
申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課課税係へ提出して下さい。  
ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課課税係(内線42・49番)